

水道法の改正について

1 水道法の一部を改正する法律について

第197回国会（臨時会）において、「水道法の一部を改正する法律」が成立しましたので、その概要と本市の対応について報告します。（参考資料「水道法の一部を改正する法律案の概要」を参照）

(1) 改正の趣旨

人口減少に伴う水の需要の減少、水道施設の老朽化、深刻化する人材不足等の水道の直面する課題に対応し、水道の基盤強化を図るため、所要の措置を講ずるものです。

(2) 改正の概要

ア 関係者の責務の明確化 イ 広域連携の推進 ウ 適切な資産管理の推進
エ 官民連携の推進 オ 指定給水装置工事事業者制度の改善

(3) 施行期日

公布の日から1年以内

ただし、水道施設台帳の作成及び保管に関する規定は、施行の日から3年以内に適用

2 水道法改正に関係する本市の対応

(1) 法改正に対応した水道局の主な取組

関係者の責務の明確化	横浜水道長期ビジョン及び中期経営計画（平成28年度～31年度）の着実な推進により、水道事業者として経営基盤の強化に努めています。
広域連携の推進	水源を共用している県内5水道事業者で、浄水場の統廃合など水道システムの再構築に向けた検討を進めていきます。
適切な資産管理の推進	これまで以上に精緻なアセットマネジメントに取り組み、施設の更新費用の縮減・平準化を図ります。
官民連携の推進	PFI方式で川井浄水場の再整備を行う等、これまでも民間事業者との連携を推進しており、今後も公民連携の拡大に取り組んでいきます。
指定給水装置工事事業者制度の改善 （5年の更新制）	今後示される政令等に合わせた関係規定の改正を行うとともに、約2,300者の横浜市指定事業者の技術の向上に向けて研修会の充実等を図ります。

(2) 他水道事業者への支援

今回の法改正で、各水道事業者は基盤強化に向けた更なる取組が求められることとなりますので、今後も次のとおり支援ニーズに応じていきます。

ア 横浜ウォーター株式会社との連携

施設台帳や財政収支見通しの作成など、他水道事業者の基盤強化に貢献

イ 首都圏水道事業者支援プラットフォームによる支援の取組

昨年11月に東京都及び川崎市と共に設置した相談窓口を通じて、首都圏の中小水道事業者を支援

人口減少に伴う水の需要の減少、水道施設の老朽化、深刻化する人材不足等の水道の直面する課題に対応し、水道の基盤の強化を図るため、所要の措置を講ずる。

改正の概要

1. 関係者の責務の明確化

- ①国、都道府県及び市町村は水道の基盤の強化に関する施策を策定し、推進又は実施するよう努めなければならないこととする。
- ②都道府県は水道事業者等（水道事業者又は水道用水供給事業者をいう。以下同じ。）の間の広域的な連携を推進するよう努めなければならないこととする。
- ③水道事業者等はその事業の基盤の強化に努めなければならないこととする。

2. 広域連携の推進

- ①国は広域連携の推進を含む水道の基盤を強化するための基本方針を定めることとする。
- ②都道府県は基本方針に基づき、関係市町村及び水道事業者等の同意を得て、水道基盤強化計画を定めることができることとする。
- ③都道府県は、広域連携を推進するため、関係市町村及び水道事業者等を構成員とする協議会を設けることができることとする。

3. 適切な資産管理の推進

- ①水道事業者等は、水道施設を良好な状態に保つように、維持及び修繕をしなければならないこととする。
- ②水道事業者等は、水道施設を適切に管理するための水道施設台帳を作成し、保管しなければならないこととする。
- ③水道事業者等は、長期的な観点から、水道施設の計画的な更新に努めなければならないこととする。
- ④水道事業者等は、水道施設の更新に関する費用を含むその事業に係る収支の見通しを作成し、公表するよう努めなければならないこととする。

4. 官民連携の推進

地方公共団体が、水道事業者等としての位置付けを維持しつつ、厚生労働大臣等の許可を受けて、水道施設に関する公共施設等運営権※を民間事業者に設定できる仕組みを導入する。

※公共施設等運営権とは、PFIの一類型で、利用料金の徴収を行う公共施設について、施設の所有権を地方公共団体が所有したまま、施設の運営権を民間事業者を設定する方式。

5. 指定給水装置工事事業者制度の改善

資質の保持や実体との乖離の防止を図るため、指定給水装置工事事業者の指定※に更新制（5年）を導入する。

※各水道事業者は給水装置（蛇口やトイレなどの給水用具・給水管）の工事を施行する者を指定でき、条例において、給水装置工事は指定給水装置工事事業者が行う旨を規定。

施行期日

公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日（ただし、3. ②は施行の日から起算して3年を超えない範囲内において政令で定める日までは、適用しない。）